

第14回南部町・南部川村合併協議会会議録

南部町・南部川村合併協議会

第14回南部町・南部川村合併協議会会議録

開催日時	平成16年7月22日(木) 午後1時30分開会・午後2時40分閉会							
開催場所	南部町役場 3階 大会議室							
議長氏名	井上 光博 委員(南部町)							
会議録署名委員								
出席並びに 欠席委員 出席 19名 欠席 2名 凡 例 出席 欠席 ×	委員氏名			出欠	委員氏名			出欠
	南 部 町	副会長	山崎 繁雄	×	南 部 川 村	会 長	山田 五良	
		委 員	井上 光博			委 員	岡田 政吉	
		委 員	平松 泰一			委 員	中家 克己	
		委 員	山中 邦夫	×		委 員	西玉 集一	
		委 員	杉本 正博			委 員	今木 國隆	
		委 員	立田 圭一郎			委 員	井口 黎明	
		委 員	三前 雅信			委 員	坂本 さわゑ	
		委 員	西野 正和			委 員	西 定吉	
		委 員	永井 恵子			委 員	伏見 清美	
	委 員	尾崎 剛通		委 員	古谷 利具			
県	委 員	川井 政好						
合併協議会事務局	事務局長	小谷 芳正			事務局	寺谷 敦		
	次 長	大江 弘一			事務局	谷本 忠広		
会議次第	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

会 議 次 第

- 1 . 開 会
- 2 . 会 長 挨 拶
- 3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

認 定 事 項

認 定 第 2 号 平 成 15 年 度 南 部 町 ・ 南 部 川 村 合 併 協 議 会 決 算 の 認 定 に つ い て

報 告 事 項

報 告 第 28 号 町 章 に つ い て (そ の 4)

報 告 第 29 号 事 務 事 業 の 調 整 に つ い て

報 告 第 30 号 南 部 町 ・ 南 部 川 村 合 併 協 議 会 の 廃 止 予 定 に つ い て

5 . 閉 会

第14回 南部町・南部川村合併協議会

日 時 平成16年7月22日 午後1時30分

場 所 南部町役場 3階 大会議室

井上議長 こんにちは。皆さんおそろいのございますので、ただいまから第14回南部町・南部川村合併協議会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委人員は19人です。過半数に達しており、南部町・南部川村合併協議会規約第8条第3項の規定を満たしておりますので、会議を始めさせていただきます。

今日は、山中委員さんと副会長の山崎町長さんの方から欠席届が出されております。後ほど杉本助役さんの方から、皆さんご存じのように町長が入院をされておりますので、その状況について会長さんのあいさつの後、若干ご報告をして頂きたいと思えます。

それでは、まず開会に当たりまして、南部町・南部川村合併協議会会長であります山田五良南部川村長よりごあいさつを申し上げます。

山田会長 大変な暑い中のございます、ご出席を賜りましてありがとうございます。

しばらくぶりになりますが、その間、調整内容につきまして準備を進めてまいりました。

今、議長さんのお話にございましたように、先月の末に山崎町長さんが入院されましたので、事務的に協議内容とかを進めることについては町長さんとも私は電話で連絡をとって進めてきまして、定事項等につきましては、町長さんご病氣中はどうぞゆっくり療養してくださいと。準備しておきますから回復なされましてから決裁頂くようにということをお願いして、町長さんにもご了解を頂いてありまして、そのような状況の中で調整を進めてまいりました。

この間、首長会議も予定してあったのですが、首長会議といっても2人のうち1人が休まれてあったら会議になりませんので、どうするかということで南部町さんとも協議しましたが、町当局、助役さんを初め町長さんの方との打ち合わせをして頂きまして、去る7月15日に首長会議ということで、町長代理として杉本助役さんが出席されまして、そして今日の原案に出させておりますこの成案をつくったわけのございます。

そのようなことをございまして、町長が入院されたときは6月の終わりごろでありましたから、私もまだ時間がありますから十分療養してください、まだまだ急ぎませんからということをお願いしてあります。時間もあと実質二月ですが、しかしまだまだ十分ゆとりがありますので、そんな状況の中で進めてきております。

今日は決算の認定と、報告事項3件で、かなり内容が詰まっておりますが、職員による調整会議、そして首長会議を経ましてこれをつくり上げましたので報告を申し上げます。ご了解、またご意見を賜りたいと存じます。

以上、よろしくお願いを申し上げます開会のあいさつといたします。ありがとうございました。

井上議長 それでは、南部町杉本助役さんより町長の近況の報告をお願いします。

杉本助役 今お話のありましたように、町長が6月28日に急遽入院いたしまして、約一月になっているわけです。現在回復に向かっているんですが、まだ皆さん方の前へ出て執務に復帰するという状況にございませんので、本日も皆さん方によるしくという状況です。

あと何日が出てこれるのかということはまだ定かではございませんけども、できるだけ早く、1日でも早く出て頂きたいと私らも願っているわけで、今、村長さんからもお話ありましたように、あと2カ月でございまして、そういう中で町長の復帰を願っているところでございます。

皆さん方にもお見舞いというお話も色々あるわけですが、やはり病気の状況を見て、一人二人という中では行って頂いたら構わんといえは構わんのですが、やはり言葉は悪いんですけども、みんなにということになりますと、町長も話をする方ですから何人も行かれると疲れるという状況もございまして、それは多少遠慮をお願いしたいなというように思っております。

今どうこうという形ではございませんので、回復に向かっていると聞いております。具体的に病名がどうでこうでということはちょっと控えさせていただきますので、その点だけご了解頂きまして、今の状況は回復に向かっているということだけご報告させていただきます。

以上でございます。

井上議長 どうもありがとうございました。

そういう状況でありますので、僕もちょっと電話でお話をさせて頂いたんですが、この時期になってのことは大変お気にされているようであります。委員さん方、お互いともどもに町長ができるだけ早く回復できるようにお祈りをいたしたいなと、このように思います。

町長の病状報告については、以上で終わりにしたいと思います。

それでは、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員は、A委員さん、B委員さんをお願いをいたしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

初めに、 の認定事項、認定第2号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定についてを事務局より説明します。

小谷事務局長 本日の資料の表紙を含めて4枚めくって頂きますと、ページ1がございまして。

認定第2号 平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定について。平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算について、別紙監査委員の意見書を添えて協議会の認定に付します。平成16年7月22日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、2ページをごらんいただきたいと思っております。

平成15年度南部町・南部川村合併協議会歳入歳出決算書で歳入の部でございますけれども、負担金、予算が1,200万円、収入済が1,200万円。内訳としましては、南部町600万円、南部川村600万

円ということでございます。

2番目の県支出金、県補助金ですけれども、予算500万円で収入済額も500万円。これは合併推進事業費補助金ということで県の方から補助を頂いております。

それから3番目、繰越金、予算713万円、収入済額713万478円。これは前年度繰越金でございます。

諸収入、予算1,000円に対しまして収入済額639円。これは預金利息でございます。

予算現額の歳入合計2,413万1,000円、これに対して収入済額2,413万1,117円。収入未済額はゼロとなっております。

続いて、3ページに歳出がございます。

歳出、運営費の会議費ですけれども、内訳、予算現額205万5,105円。節の内訳としましては、報酬113万2,500円。委員報酬でございます、これは第5回から第12回の合併協議会、新町の名称に関する専門委員会、14年度の決算監査、それと12月7日に行われております合併協定調印式の分、延べ151名の7,500円で113万2,500円でございます。

旅費はゼロということを使っておりません。

需用費7万480円、消耗品費と食糧費でございます。食糧費はほとんど会議の飲み物等でございます。

あと、役務費につきましては22万2,560円。広告料ということで、合併協議会の開催について第5回から12回の合併協議会の新聞広告を出してございます。日高新報と紀伊民報にお願いをした分でございます。

13番目、委託料46万5,765円、会議録の作成委託料として28万6,765円、それから看板の設置で17万9,000円。この看板と申しますのは、合併協定調印式をロイヤルホテルで行った際の看板でございます。会場と記者会見場2カ所の看板です。

使用料及び賃借料16万3,800円、会場借り上げ料ということで、調印式でのロイヤルホテルの会場借り上げ料でございます。

続きまして、事務費の事務費、うち旅費ですけれども35万1,330円。これにつきましては事務局の職員等の旅費でございます、篠山市への視察、それから貴志川町へコミュニティバスの視察、あと多くはまちづくり計画を作成する際に県庁との事務調整のために使っております。

それから需用費、支出済額が52万7,358円。消耗品費4万1,328円、コピー用紙等でございます。印刷費6万8,608円、これは合併協定書の印刷代、それと広報に使用しました写真代でございます。燃料費5万7,422円、ガソリン代とガス代です。

役務費39万8,477円、これは通信運搬費でございます、電話代、郵便料金でございます。

委託料75万5,140円、保守委託でございます、コピー機の保守委託1年分でございます。

使用料及び賃借料108万1,550円、これにつきましては回線使用料ということで、レンタルサーバを借りてございます。1年間使用料7万7,500円。それから通行料、和歌山へ出張した際のハイウェイカード2万円。それから機械・器具借料4万8,240円、これにつきましてはコピー機のリース料とファクスのリース料1年分でございます。車両の借料が31万2,480円、事務局で使っており

ます軽の箱バン、自動車のリース料1年分です。それから事務所の借上料ということで26万 3,330円。これは、南部町の住民会館を借りてございます。その借り上げ料でございます。

備品は使用しておりません。

負担金補助及び交付金 7,000円、これにつきましては研修会参加の負担金ということで 7,000円支出しております。

続いて、事業費ですけれども、事業費のうち報償費3万円。これにつきましては、まちづくり計画の中にイラストを約3ページばかり入れさせて頂いたんですけれども、そのイラストを書いてもらったお礼ということで3万円お支払いしております。

需用費 195万 4,050円。食糧費 7,350円、これにつきましては、篠山市と貴志川町へ視察に行った際の手土産代ということでお土産を持っていってございます。それから印刷費 194万 6,700円、これは合併協議会だより第6号から第17号、毎月出してあります合併協議会だよりの印刷代でございます。

それから委託料 1,087万 2,750円、これにつきましては、新町建設計画の作成 134万 4,000円、地域計画建築研究所、通称アルパックという会社でございますけれども、そこでまちづくり計画をつくってもらいました。それから例規比較分析 252万円、これにつきましては第一法規にお支払いをしています。例規集の作成に入っております。それからホームページの作成ということですが、テレコムわかやまへ支払いをしておりまして、毎月の合併協議会の開催状況とか調印式の状況、これはすべてホームページの中に掲載をしてございます。その作成経費でございます。電算の分析業務 367万 5,000円、これにつきましては紀陽ソフトの方にお支払いをしております。両町村の業務の電算に統合関係に要する費用で、順次できる分から発注をしてお願いしてございます。それからコミュニティバス 304万 5,000円、国際航業にお願いして、まずアンケートから始まりまして分析等を行ってっております。本日も午前中に第2回目のコミュニティバス導入検討委員会を行われたところでございます。それから図面作成他16万 2,750円、これにつきましては、まちづくり計画の中のプロジェクトの箇所図とかコミュニティバスの代替路線のバスのルート図等楠本測量さんをお願いをしてございます。両町村の地図のあわせ分といたしますか、町の地図と村の地図とあるわけなんです、それが1枚になった分をつくってもらってございます。

予備費は使っておりません。

以上で歳出の支出済額 1,803万 2,760円という状況でございます。不用額が 609万 8,240円。

4ページにつけておりますのは実質収支に関する調書でございまして、歳入総額が 2,413万 1,117円、歳出総額 1,803万 2,760円、歳入歳出差引額 609万 8,357円、実質収支額が 609万 8,357円、以上でございます。

井上議長 ただいま事務局より認定第2号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定について説明がございました。

それでは、本日まで出席をいただいております羽柿監査委員さんに監査の報告をして頂きます。

羽柿監査委員 それでは、監査の報告をさせていただきます。

監査委員は寺西松男さんと2人ですが、代表して私が報告をさせていただきます。

去る7月15日午前中、合併協議会事務局において平成15年度南部町・南部川村合併協議会歳入歳出決算書と関係書類の提示を頂き、精査しました。今報告のあった実質収支に関する調書のとおり、4ページであります。歳入総額 2,413万 1,117円、歳出総額 1,803万 2,760円、歳入歳出差引額、すなわち16年度への繰越金ということですが、609万 8,357円です。

精査の結果、関係書類等すべて適正と認めます。

特に、事務局の方には経験のない仕事内容で大変と思いますが、あと余すところ二月と10日、最後までよろしく願いして監査報告を終わります。ありがとうございました。

井上議長 ありがとうございました。

認定第2号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定についてのご質問、ご意見ございましたら、どうぞ遠慮なくご発言を願いたいと思います。

何かご意見、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にご意見もないようでありますので、認定第2号平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定については、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上議長 どうもありがとうございます。

異議なしと認めます。

認定第2号の平成15年度南部町・南部川村合併協議会決算の認定については、原案のとおり承認されました。

引き続きまして、の報告事項に移らせて頂きます。

報告第28号 新町の町章について(その4)です。事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料の6ページをお願いします。

報告第28号 新町の町章について(その4)。「みなべ町」町章について報告する。平成16年7月22日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、町章につきましては、上にありますようにみなべ町の町章の図案の募集要綱とか委員会の設置要綱、これは1月22日、第11回の協議会で確認を頂いてございます。それから公募を行いまして、最終、前回5月31日の第13回合併協議会で皆様方の投票によりまして町章図案を決定してございます。

その後、みなべ町町章図案の精緻作業を行ってございます。それでみなべ町町章デザインを作成

いたしましたのでご報告させていただきます。

7ページに載っております。左側が原案でございまして、右側は精緻後の分でございます。

これにつきましては、6月30日に町章圖案選定委員会の出口委員長さん、それから井口副委員長さんによりまして確認を頂いております。その際、幾つかデザイン会社から案を出して頂いたわけなんですけれども、採用に至った経過と申しますと、原案のイメージを極力損なわないようにしようということを申し合わせてございます。それと、町旗、バッジその他の印刷物に多く反映されるため、バランスのとれたデザインに若干修正を行ってございます。それと、長期にわたり使用されるものであるため、安定感や飽きの来ないデザインに修正を行ってございます。

主な修正につきましては、若干不整形であった採用図案を整形にしております。花びらの形というんですか、これを5つ全部同じ形にして安定感を図っています。それから町名の表記につきましても、ロゴの書体を細いゴシック体に変更し、小さなサイズから大きなサイズまでの視認性を上げるといことで字体も変えてございます。

それから、色につきましてはみなベグリーン、下側はみなベブルーということで、これにつきましては色の配合の方が既にデザイン会社の方で決定されてございます。この色でいきますと、D I C 212というのがみなベグリーンで、D I C 221、これがみなベブルーでございます。みなベブルーにつきましては、シアンが60%、イエロー85%の配合だということでございます。みなベブルーにつきましては、シアンが90%、マゼンダ、紫ですか、40%の配合、これをみなベブルーとみなベグリーンと呼ぶということで、既に番号もとられてございます。

こういう形になりましたということでご報告をさせていただきます。

井上議長 ただいま事務局から説明をいたしました報告第28号 新町の町章について(その4) について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

何かご意見、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 ないようであります。

それでは、続きまして報告第29号 事務事業の調整についてであります。

事務局から説明をします。

小谷事務局長 資料集の8ページをお願いいたします。

報告第29号 事務事業の調整について。事務事業の調整について報告する。平成16年7月22日提出。南部町・南部川村合併協議会会長ということで、協定項目で自治体の存立にかかわる基本的な協定項目が20項目ございました。合併特例法による合併特例にかかわる協定項目が6項目、各種事務事業の取り扱い協定項目が12項目ございまして、すべて終わりました12月7日に調印を頂いたところでございます。

それで、今回の報告につきましては、合併協定書の協定項目のうち「合併までに調整する」等となっている項目について別紙のとおりご報告をさせていただきます。

別紙資料、A3の横長でございますけれども、合併協定項目のうち「合併までに調整」等となっている項目の調整内容を申し上げます。

1 ページの上、左の欄に番号を振っております1番ですけれども、旧町村の慣行の取扱いについて。町章については公募をし選定いたしまして、10月1日合併時に告示を行う予定になってございます。10月1日から適用されます。

2 番目、地方税の取扱いでございますけれども、納期につきましては統一納期を定めるということで確認頂いてございます。ただ、納期につきましては既に平成16年4月1日より各町村条例改正を行いまして統一されています。もう既に固定資産税とか町村民税の納付書が各家庭に回っておるかと思っておりますけれども、納期は既に本年度4月1日より統一してございます。

3 番目の一般職員の身分の取扱いでございますけれども、これにつきましては平成16年度10月1日の専決処分によって条例規則を制定する手はずとなっております。みなべ町職員定数条例、みなべ町職員の職名に関する規則、みなべ町課事務分掌規則、これらすべて10月1日に専決処分によって制定を行います。

4 番目、特別職の身分の取扱い、これにつきましては1件残ってございます。みなべ町長職務執行者、これは両町村長で協議の上決定ということになってございまして、これにつきましては若干時間を要しておりますので、次回にでもご報告を申し上げたいと思います。

それと、法令で設置が義務づけられております審議会等の委員につきましては、職務執行者が10月1日付で任命することになってございます。その委員さん方といいますのは、個人情報保護審査会委員、情報公開審査委員、防災委員、介護認定審査会委員、国保運営協議会委員ほか、この「ほか」と申しますのは、消防団長、交通指導員等、これらの空白期間の置けない委員等については10月1日付で職務執行者の方から任命を行うことになってございます。

続いて、5番目ですけれども一部事務組合等の取扱い、これにつきましては南部町・南部川村環境衛生事務組合、これは9月末をもって解散することになります。それと田辺市・南部町・南部川村道路組合、これも組合議会の方で9月末をもって解散することになってございますので、両町村の9月議会に解散議決を提案する予定でございます。あと、その他は9月議会で規約の一部改正議決をお願いすることになります。

以前確認を頂いた時点では、9月30日に抜けて10月1日に職務執行者専決で新組合へ入るよということであったんですけれども、このたびの地方自治法の改正によりまして二度手間をすることなく規約改正1回でいけるよということになりました。と申しますのは、南部町・南部川村を除いて新しいみなべ町が入るよということで、その1回でいけるよということになってございます。それで各一部事務組合につきましては9月議会ですべてお願いをする手はずになっております。

なお、協議会、共同設置、事務委託、これらにつきましては地方自治法の改正がございませんでしたので、従来どおり9月末で抜けて10月1日新規加入という手続が必要となってまいります。

6 番目の公共的団体等の取扱いについてですけれども、町村より委嘱の委員会、団体等について

は、新町長さんが新しく就任されてから委嘱をするという形で調整を行っております。

7番目、国民健康保険事業の取扱いでございますけれども、協定確認を頂いた部分で納期につきましては、これも既に16年4月1日から両町村統一の納期となっております。7月から翌年2月末までの8期となっております。それから出産育児一時金、葬祭費、これは現行どおりということで、あと、高額療養費委任払い制度及び高額療養費貸付制度については合併までに調整するとなっております。委任払い制度は平成16年10月1日に専決して条例化をして全被保険者を対象とするということで調整しております。現在の南部町は全被保険者、村の方は村民税非課税世帯ということですが、新町では全被保険者を対象としようということです。

それと貸付制度、これは16年10月1日に専決をいたしまして、町村それぞれ基金残高を持ち寄って貸付制度は残しておこうということで調整しております。

続いて下から2つ目、国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とするということで、これにつきましては16年10月1日、職務執行者が委嘱をする手はずで進めております。なお、任期は2年というふうに調整しております。それから国民健康保険税の徴収関係ですが、納税協力団体への補助金の額の算出方法は合併までに調整する。これにつきましても、既に16年4月1日から両町村2%ということで統一がなされております。

8番目、介護保険事業ですが、介護保険の認定審査会についてです。これは16年10月1日専決を行って認定審査会委員の設置を行います。これにつきましては、現在南部町に1つ、南部川村に1つ、2つの審査会がございますけれども、合併後も2つそのまま残しておこうということです。報酬条例も10月1日専決という形で、これにつきましては村の方で今使っております日額2万円、これを町にしようということで調整しております。それから、平成16年10月1日から17年3月31日までは従来どおり両町村のまま不均一で徴収をして、17年4月1日から一本化をするということになっております。それで、6段階方式を採用するということになってございまして、現在の南部町でやっておりますように低所得者の方に安く、その分高額所得者の方からご負担を頂くという形をとろうということで調整を行っております。納期につきましては、国民健康保険と同じく7月から2月の8期となっております。

続いて9番目、消防団の取扱いですが、出動体制等消防団につきましてはほとんど変わるところはございません、従来どおり。ただ、町村の境界付近での火災につきましては、隣接する班がそれぞれ出動しようということで消防団の中で確認されております。徳蔵と新庄地区とか熊岡と南道ですか、そのあたりになりますと両方の班がそれぞれ出動しようということで決められております。あと、消防団長は16年10月1日、職務執行者より任命ということです。消防団員の報酬は特別報酬条例ということで、合併時に専決を行う予定になっております。

消防団で変わりますのは分団の読み方だけで、南部町は第1分団から第4分団まででございます。南部川村の方は第1分団から第3分団ですが、上南部地区は第5分団になりまして高城地区は第6分団、清川地区は第7分団ということで、その呼び方が変わるだけでございます。あとは同じでございます。

なお、被服の貸与等ですが、300着一斉にというのは非常に予算的なあれもございませ

て、徐々に変えていこうと。まず団長、副団長の役員とか新入団員から変えていこうというふうに調整をさせていただきます。

続きまして、3ページの10番、総務企画関係事業の取扱いですけれども、ふるさとづくり事業の関係でございます。これは平成16年10月1日専決でみなべ町コミュニティ助成事業実施要綱の制定を行います。助成事業の中身につきましては、公園等の整備等につきましては事業費の3分の2補助で限度額300万円、それから文化財等の保存整備、事業費の3分の2の限度額150万円。その他の事業、事業費の3分の2で限度額100万円という助成事業。それともう一つは町内会館新築等補助金の要綱をつくりまします。これは、新築に際しては事業費の2分の1以内で限度額は750万円、改築、修繕につきましては事業費の2分の1以内、300万円限度。ただし事業費が30万円以上であることということで、これらについては10月1日、要綱をつくってやっていこうということで調整しております。

続いて11番、防災行政無線でございますけれども、現在の定時のチャイムにつきましては、設定する放送機器が第1、第2庁舎それぞれにあることから、地域の特性に合わせて両町村の現状どおりとするということで、当面今のままでやっていこうということにしております。なお、機器の統一をしなければならない時期がまいりますので、その時には一本化しようということでございます。今アナログ放送ですけれども、デジタル化が約3年後ぐらいに必要になってこようかと思っておりますので、そのときに電波管理局で申されております1町村1波という電波に合わさなければならないので、そのときにチャイムも統一しようということなんです。

現在、南部川村の地域は午前7時、午前11時、正午、午後5時、南部町地域は、岩代地域は午前11時、あと全町正午、午後5時、夏場は午後5時と午後6時、あと午後9時となっております。それと、現在南部川村で行っておりますおくやみ放送につきましては、第2庁舎から町民課の窓口担当が放送をする。午前11時と午後3時の2回放送。それから夏休み期間中のラジオ体操放送は廃止する。防犯、事故防止目的のための児童帰宅放送につきましては、新町において検討する。それから、区長、学校からの放送は、区民会場、学校に遠隔操作装置を設置して各自で放送してもらうようにする。それから、既存の放送設備のある区、南部町には今現在有線放送を使っておる区域がございますけれども、それらにつきましては今後設備改修の補助は行わず、区長と相談の上、順次防災無線の遠隔操作装置に変更していく。地域単位といたしますか、南部、岩代、上南部、高城、清川の単位の放送依頼は、第1庁舎、第2庁舎、各支所で受付をするということで、区からの放送依頼につきましては、今まで村の方では村から放送しておったわけなんですけれども、それは各会場で放送できる施設に変えて各区长さん独自で放送してもらおうということでございます。

12番目、住民福祉関係事業、家族介護慰労金支給事業というのを村単独で行っておった事業なんですけれども、介護保険制度の活用を促進し、廃止も含めて合併時まで調整するとなっております。これは、村の「親を大切に作る介護手当支給条例」は、平成16年9月30日で廃止すると。あとは国の制度にのっとって介護保険制度を活用してやってもらおうということでございます。

13番目、住民福祉関係事業の取扱いで家庭介護用品支給事業とか紙おむつ事業等でございますけれども、これにつきましては両町村とも社会福祉協議会の方へ委託しています。それで、委託先の

社協の合併時期までは従来どおりやっていく。新社協設立後業務委託をするという形で、社協へ両方お願いしている関係で社協の合併まではそのまま従来どおりやっていくということで調整してございます。

それから、14番目の住民福祉関係事業の中で障害者の福祉手当ですけれども、これにつきまして新町では対象は身障手帳1級から4級、療育手帳A、B、精神障害者1級から3級、その他町長が同程度と認める者ということにしております。

なお、新町では所得制限を設けることにございまして、本人の年金収入及び勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が国民年金障害基礎年金2級の年金額から本条例の年金額年額を控除した金額未満の者、年額約74万円未満の者が対象となります。ですから、実質障害年金受給者の方は対象外となりますということで、国の制度にかからない方に対して町単独で出そうということにしております。支給金額につきましては月額5,000円、現在、町が3,000円、村は4,000円ですけれども、新町では5,000円としようということ。適用は合併時で平成16年10月からとするということにしております。

続いて、4ページの15番ですけれども、社会教育関係事業の取扱いということで、施設の使用料についてでございます。各施設の使用料については規則で規定をして減免規定を設けるということで調整しております。

そこで変わってくるのが体育館の照明料でございます。4中学校の体育館、これは昼間1時間500円、夜間1時間1,000円。それから南部小学校と上南部小学校の体育館、これも昼間1時間500円と夜間1時間1,000円。その他の小学校体育館、岩代小学校、高城小学校、清川小学校、これにつきましては昼間1時間250円と夜間1時間500円としてございます。これは10月1日の合併時から適用するというところでいきます。

それと、小・中学生が団体を組織して指導者のもとに行う青少年スポーツ活動での体育館の照明料金については、社会教育や公民館活動と同じく減免規定を設けるということで、剣道とかジュニアバレー、ジュニアバスケットなどで今現在使われてございますけれども、実質はこの料金の半額を頂いておる状況でございますけれども、規定等ございませんので新たに規定を設けようということにしております。

それから16番目、公共的団体の取扱いということで、区長会のことを載せてございます。区長は新町の自治振興委員として合併時に町長職務執行者が委嘱をするということです。役場が区長に依頼する主な仕事としましては、広報その他の文書の配布、それから災害箇所の報告等、その他区内における役場との連絡調整。それと、自治振興委員の報酬につきましては5万円ということで定めてございます。非常勤特別職報酬条例の中に載ってまいりますけれども、自治振興委員は年額5万円、それと別に自治振興補助金ということで各区へ補助金ですけれども、1区当たり5万円プラス1戸当たり400円という形で補助金を出そうということです。それと区長さん方への文書の配布に対する手数料につきましては、1部70円ですので70円掛ける12カ月掛ける戸数ということで月に1回の文書の配布をお願いしようとしております。

なお、配布手数料につきましては、学校配布を除き区への支払いとするということで、高城、清

川地区につきましては中学生に配布してもらっております関係で学校へ手数料が入ることになります。

以上が協議会で確認いただいた内容の中で「合併までに調整する」となっておった項目で調整が終わった分でございます。

以上で報告を終わります。

井上議長 ただいまの説明は、合併協定書の中で「合併までに調整する」などとなっていた項目についての調整内容の報告であります。

このことについて何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

たくさん報告して頂いたので、もう少しお目通しを頂いても結構です。

はいどうぞ、C委員さん。

C委員 放送の件ですが、区、学校からの放送は区民会館、そして学校に遠隔装置を設置してあります。それは地区ごとにその会館に1カ所だけつくるといことですか。それは区長さんが権限を持ってできるということですか。

小谷事務局長 そのとおりでございます、区長さんから放送してもらおうと。今まで役場へ来て放送させて頂いたんですけれども、区長さん方から3つ4つ重なりますと時間が飛ぶ場合があって、5分後にまた放送が鳴ったり10分後に鳴ったりする場合があるので、それは各区で区長さんが自ら放送すると、その地区内のスピーカーから全部流れるような施設を今これから工事しますので、これからはそういうふうにやって頂こうと。

それと、学校についても、学校の方で放送すると校区全部聞こえるように設定することになっております。

C委員 わかりました。

そうしますと、例えば私どものところは東本庄なんですけど、東本庄に限ってじゃなくて上南部地区とかそんなある一定の地区だけに放送が流れることになるんでしょうかね。

小谷事務局長 上南部地区だけ放送してよという時は従来どおり役場へ行って頂ければ。それで、高城は高城の公民館、清川は清川の公民館、岩代は岩代でそれぞれ地区内の放送はできます。上南部地区、高城地区、清川地区、南部地区というような感じで。ですから、会場ですて頂く場合は東本庄だけしか聞こえません。

C委員 わかりました。

田んぼにおったりすると、方々のことがダブって聞こえたり重なって追いかけてきて聞こえたりして、ちょっと聞こえにくいところが色々あったりするものですから、どうなるのかなと思いまし

て。 ありがとうございます。

井上議長 ほかに何かご質問ございませんか。
どうぞ、D委員さん。

D委員 質問や意見というよりお願いをしておきたいことがあるんですが、ここでお願いする筋のものかどうかというものもあるんですけども、とりあえず。

受領地区の龍神バスが廃止になります。ちょうど9月の末で廃止になるんですが、それでコミュニティバスとのかかわりというのは、コミュニティバスでいけるという性質のものではなかるうかとも思うんですけども、何とか、バスがずっと長い間あった地域ですから、できるだけ救済をして頂けるようにお願いしておきたいと思います。以上です。

小谷事務局長 今日、午前中にもコミュニティバスの会議をしたわけなんですけれども、どこをどう走るといところまでまだまだ会議としては行っておりませんし、ですけども10月1日というのは変わりませんので、コミュニティバスはそこまでには間に合いません。ですから、10月1日以降は子供たちは歩いて登校という以外はないかと思えます。

なお、事務事業の調整内容の中で通学費補助というのを両町村ございました。その中で調整してございます生活路線バスが廃止となる受領地域の児童については、辺川から谷口までの交通費を全額支給するという事で、支給開始時期は合併時からとし、平成16年度の分の通学費補助1万5,000円は半分の支給としておくということで、堺地区から南部小学校へ通われておる分、それと岩代から南部中学校へJRで通われておる分、それとあわせて新町では受領地区の子供さんが、辺川までは歩いてきて頂くわけなんですけれども、辺川谷口間のバス代については新町が全額を持つということで、事務事業の中の調整としてございます。ですから、受領から辺川までの分、これにつきましては当面歩いてきて頂くことになろうかと思えます。

コミュニティバスが走ることになればまた救える部分もできてるかと思えますけれども、現在のところまだ確定しておりません。そういう状況でございます。

井上議長 ほかに。はい、E委員。

E委員 D委員の件についてですが、受領地区のバスはコミュニティバスでしょう。今、事務局長が言われた岩代地区の通学、JRの件、これは今までどおりということですね。はい、わかりました。

井上議長 ほかに何かございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にないようでありますので、それでは続きまして報告第30号 南部町・南部川村合併協議会の廃止予定についてであります。事務局より説明をします。

小谷事務局長 資料の9ページ、一番最後のページでございますけれども、お願いします。

報告第30号 南部町・南部川村合併協議会の廃止予定について。南部町・南部川村合併協議会の廃止予定について報告する。平成16年7月22日提出。南部町・南部川村合併協議会会長。

これにつきまして報告事項としては、地方自治法第252条の6の規定により、南部町・南部川村合併協議会を平成16年9月30日限りで廃止することについて、同法第252条の2第3項の規定により、南部町と南部川村の議会に議決を求めることについて報告するということで、本協議会は16年9月末をもって廃止するという事、それと、両町村の9月議会に廃止議案を提案する必要があるかと。それで、次回の合併協議会の開催日と両町村の議会の開催日の関係で遅れてはいけないということもございましたので、本日報告させて頂きたいということでございます。合併協議会はまだ今後もございます。ですけれども、両町村の9月議会へ提案する関係で本日この報告をさせて頂いております。以上です。

井上議長 ただいまの説明は、南部町・南部川村合併協議会の廃止予定についてであります。何かご意見、ご質問はございませんか。はい、F委員。

F委員 すみません、次の合併協議会はいつ。まだ全然わからないんですか。

小谷事務局長 次回の合併協議会、8月の末か9月の初めあたりで予定しているところなんですけれども、町長さんの件もございましてちょっとまだ確定しておりませんが、8月の末か9月の頭には開きたいなというふうに思っております。

井上議長 ほかに何かございませんか。

(発言する者なし)

井上議長 特にないようであります。この件はそういう形で報告を終わります。今、会長の方から発言の申し出がございました。山田会長さんよりご発言を願います。

山田会長 案件が終わりましたので、それ以外でちょっと情報として聞いておいて頂きたいなと思うのが2件あるんです。

一つは、新町まちづくり計画の中に載っております携帯電話の不通箇所の解消であります。これの問題について取り組んできたところ、これは高城と清川地区に限られています。それで、プロ

ードバンド、いわゆる光ファイバーのADSLに取り組んできた中で、NTTとNTTドコモの方へお願いをした結果、実は昨日、高城、清川地区全地域携帯の圏外対象をやるということをもドコモの方から連絡がありました。

それで、鶴の湯のある熊瀬川地区、それからうめ研究所のある受領地区、それから清川の名之内地区、ずっと上流ですね。この3地区と嶋之瀬、神野川、この大きく分けて4地区、それで市井川という城西小学校の昔あったところ、あの辺は既に今年できるようになってあるんですが、それ以外の今申し上げたところ、これ見込みがつかなかったわけなんです、おかげでさっき言ったようにブロードバンド、その加入率が非常に高いんです、高城、清川は申し込みを受けたら。それらに引っかけてできることになりました。新町まちづくり計画の中に携帯電話不通箇所の解消ということが載ってありますが、それはもう来年早々、17年度中にやり上げようと事業者の方でありました。

これについては、事業とかその他は全部向こうの会社がやってくれるんですが、用地の取得とその場所への道路を地元で頼みたいんだということでありまして、我々その後内部で検討しているんですが、適地はできるだけ道路に近いところ、道路をさわる必要のないところ、そこへ選定して、そしてエリアがカバーできるところ、しかも電力の近いというようなところ、6カ所ぐらいのアンテナを立てるといいます、新たに。それで全域カバーできるという。1軒や2軒はひよっとしたらだめかもわからないけども、地域としては全部できるという連絡をきのうの夕方頂きました。

それからもう一つは、うめ振興館。これが今、南部川村民だけが無料で、ほかは有料で大人1人400円いただいております。年間140万円ぐらいの収入があるんです。

ところが、これをよく考えていきますと、今度南部町と合併したら南部の町民さんも無料になるわけなんです、今でも村民の方は無料でも同伴者が有料になってきまして、その分別が非常につきにくいということで色々課題になっておったんですが、ましてや今度は南部町の皆さんが同伴してきたら、その分別がまたややこしくなるし、それが一つあると。それで、無料化にしようということなんです。

それは、うめ振興館そのものは都市と農村の交流と学習という意味を持たせた国の事業で入っております。それと梅のPRの拠点にするという意味も含めてできるだけ多くの人に来てもらうと。しかも今度、和歌山県全体が慣行に力を入れていくようでありまして、我々新みなべ町も観光面については大いに充実していかなければならぬと思うわけでありまして、その意味におきましてこの際無料化にしようかというつもりでありまして、本来は10月1日の条例改正からになるんですけども、たまたま今8月に入って夏休みに入っています。だから8月1日から、8月、9月は条例の中にあります村長の裁量の範囲内で8月1日から無料化にしようかという方針にしております。

これは不思議なもので、140万円ほど欠損になるんですが、その分は運営費の節減で賄うという方向を立ててありまして、人が3人おるんですが、それを1人減らして2人にする。それで十分浮いてきますから、そのような方策をとるといふことと、上にある備長炭振興館が初めから無料なんです。これが非常に多いんです。田辺市の秋津か何かにある公園よりもはるかに人気があるんですが、無料だったら来てくれるんですね。ですからその面で、今、備長炭なんかは非常に観光バスが

来るんです。なぜ来るかといいますと、格安ツアーというのが来るんだそうです。安い旅行のツアーですね。無料だったらそれはこっちから誘致しなくても観光バスがどんどん旅行者の方で組み入れてくるそうです。ロイヤルホテルへ泊まってそこへ行って、そして白浜へ行ってとコースに入ってくるんです。金を取るとそれがあかんのです。

そういうことでもありまして、この際格安ツアーコースも期待できると思いますので無料化にしようかと。参考にしたのは紀州備長炭のことと、それから高野龍神スカイラインが無料化したために利用者が多くなったということも一つの参考資料になるかなというようなことでそういう措置をとりましたので、情報として、報告を申し上げておきます。

それから、先ほど報告の中に南部町と南部川村、田辺市の上富田南部線の組合解散がありました。これはもう7月12日の議会で解散をいたしました。

もう一つ、南部町、南部川村、龍神村、昔の龍南線という国道424号、425号、これはもう70年ほど前に、その当時には8カ町村、南部町から龍神村まで上南部、高城、清川、下山路、中山路、上山路という組合をつくって改良促進をされて、その間に交通事業者、龍神バスさんですけども、大変もと入れをしていただきましてこの路線ができ上がってあるわけです。しかし、これも一部事務組合というのはこの前に解散しています。一部事務組合までしてということもありますし、所有権も管理権もない者が法人格の事務組合をつくって対応していくというのはすごく筋が外れていますので、それは解消して促進協議会というのをつくってあったんです。

しかし、それも今度、龍神村さんは田辺市へ行きます。今度、新みなべ町と田辺市との間になるんですが、この協議会もこの間の20日の総会で解散をいたしました。

ところが、現在の龍神村さんの方から、70年の歴史のある道路でありますし、まだ未改良区間も残っておりますから、今度新しく再編された段階でもう一度協議会を組むようにしてほしいというご要望がございまして、じゃそういうことに申し送っていきましょうかという申し合わせにいたしてございます。

以上2件の報告をしておきます。

井上議長 今、会長さんの方から3件についての報告がありました。

少し時間がありますので、何かこの点もう少し詳しく聞きたいということがあれば、どうぞご発言をお願いしたいと思います。はい、D委員。

D委員 今の南部町内は全部いけるんですか。

E委員 岩代地区でも戸仲、久木地区がいかんと。auという機械はいくらしいですけども。ドコモはだめです。

山田会長 言い忘れましたが、今度できるのは新方式のFOMA方式です。将来は全部FOMA方式になるそうですね。私もムーバがFOMAか余りわからないんですが、FOMA式になるそう

です、新しくできる分は。これは近い将来全域そうなるそうですから先取りということになるんですね。

井上議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

井上議長 どうもありがとうございます。今の会長さんからの報告の件については、これで終わりたいと思います。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。委員皆さん方におかれましては、本日ご多忙中にもかかわらずご出席を頂き、また会議の運営にご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

では、最後に、閉会に当たりまして協議会会長の山田五良南部川村長よりごあいさつを申し上げます。

山田会長 ありがとうございます。

大体こぎ着けてきたかなというところであります。まだまだ残っている部分もありますので、次の機会になってまいります。9月18日にそれぞれ町を閉める、村を閉める閉町・閉村式が予定されています。まだ正味8月、9月と2カ月あるんですが、実質もう1カ月かなと私は思っているんですが、その間にお互い両町村の幕引き、これも大きな仕事といえますか重要なことであると思います。そのことと、それから新町の発足に向けていよいよ詰めてまいりたいと思います。

なお、当初に申し上げましたように、町長さんが早く快方されまして、そして積み重なっていることを一気に決裁をいただこうと、このように思っております。

今後ともよろしくお願いを申し上げまして、本日の会議の閉会のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

井上議長 これで本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会します。どうもご苦労さまでした。

事務局 井上議長様、ご苦労さまでした。事務局から連絡をさせていただきます。

次回の協議会の開催期日は決定しておりません。日程等が決定しましたら連絡させていただきますので、よろしくお願います。本日はご苦労さまでした。

午後2時40分 終了

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを確認し、ここに署名する。

南部町・南部川村合併協議会議長

南部町・南部川村合併協議会委員

南部町・南部川村合併協議会委員